

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市防火管理協会補助金
補助事業等の目標	諏訪市内事業所の防火管理意識の高揚及び防火知識を習得し災害防止に努める。
補助事業等の対象者	諏訪市防火管理協会
補助対象経費	諏訪市防火管理協会が事業を実施するための経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	協会に加盟している事業所 1 に対し 540 円を予算の範囲内で支給する。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1 / 2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和 4 7 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 諏訪市内事業所の防火管理意識の高揚及び防火知識の習得のために継続していくことが重要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金を受けようとする者は、規則に規定する申請書に、定期総会資料（前年度事業及び収支報告）を添付して、市長に提出しなければならない。
提出書類	定期総会資料（前年度事業及び収支報告） 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 消防庶務課 庶務係

令和 2 年 4 月 1 日 一部改正（令和 2 年 4 月 1 日 施行）